誓約書兼適格性に関する申立書

　　年　　月　　日

兵庫県知事　　　　　　様

（許可申請者）

住所

氏名

電話・ﾌｧｯｸｽ番号 　　 ・

誓　約　書

このたび　うなぎ稚魚漁業　の許可を受けるにあたり、次のとおり誓約します。

１　漁獲販売状況報告書(様式７号)により漁獲販売状況の報告を行わなかった場合は、翌年２月１日以降有効な当該許可がなされなくとも、異議を申し立てないこと。

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと。

３　暴力団員等が当該漁業活動を支配していないこと。

知事許可漁業の許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書

兵庫県漁業調整規則（令和２年規則第48号）第10条第１項に定める許可又は起業の認可についての適格性に関する状況は、以下のとおりであることを申し立てます。

○過去５年間に処分が確定した漁業又は労働に関する法令 (注)違反の状況

|  |  |
| --- | --- |
| ①禁固以上の刑に処せられた違反の有無 | 該当する□ にチェックを入れて下さい。有の場合は【　】内に回数を記入  □無　・　□有【違反回数　　回】 |
| ②罰金、科料の刑に処せられた違反の有無 | □無　・　□有【違反回数　　回】 |

　※「有」の場合、別途違反状況の調書を求める場合があります。

（注）

【漁業に関する法令】

①漁業法、②水産資源保護法、③取締法、④外国人漁業の規制に関する法律、⑤排他的経済水域における漁業等に

関する主権的権利の行使等に関する法律、⑥持続的養殖生産確保法、⑦内水面漁業の振興に関する法律、⑧特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、⑨①～⑧の法律に基づく命令（漁業の許可及び取締り等に関する省令、瀬戸内海漁業取締規則、各都道府県漁業調整規則、各都道府県内水面漁業調整規則)

　【労働に関する法令】

　　①健康保険法、②船舶安全法、③船員保険法、④労働関係調整法、⑤労働基準法、⑥労働者災害補償保険法、⑦船員法、⑧船員職

業安定法、⑨労働組合法、⑩船舶職員及び小型船舶操縦者法、⑪厚生年金保険法、⑫最低賃金法、⑬雇用保険法、⑭外国人の技能

実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、⑮①～⑭の法律に基づく命令